

地区計画の区域内における行為の届出書

平成 年 月 日

富良野市長様

届出者 住所  
氏名

印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更  
 建築物の建築又は工作物の建設  
 建築物等の用途の変更  
 建築物等の形態又は意匠の変更  
 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

1. 行為の場所 富良野市
2. 行為の着手予定日 平成 年 月 日
3. 行為の完了予定日 平成 年 月 日
4. 設計又は施行方法 下記のとおり

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m <sup>2</sup>
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建築) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		( )敷地面積			m <sup>2</sup>
		( )建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		( )延べ面積	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )
		( )高さ 地盤面から m	( )用途		
( )緑化施設の面積 平方メートル	( )垣又はさくの構造				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m <sup>2</sup>	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積			m <sup>2</sup>	

## 別記様式第十一の二（第43条の9関係）

### 備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては押印を、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 都市計画法第12条の5第6項に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次に掲げる事項に留意すること。
  - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)( )延べ面積欄の( )の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
  - (2) 当該建築物の用途の変更については(2)(ロ)( )敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)( )延べ面積の合計欄（同欄中の( )は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。
- 6 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 7 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9条に定める方法により算定すること。（南大沼地区該当なし）

### 届出の時期

行為に着手する日の30日前、もしくは建築確認申請と同時とする。

提出書類 正副各1部 計2部

添付書類（届出正本1部のみ添付） 特例については次ページ

- (1) 土地の区画形質の変更  
南大沼地区整備計画では定めがないため届出不要。
- (2) 建築物の建築又は工作物の建設
  - 付近見取図 方位、道路、目標となる地物を明示すること
  - 配置図 縮尺、方位、道路・隣地境界、建築物の配置（後退距離を明示すること）
  - 各階平面図 縮尺、方位を明示すること
  - 立面図 2面以上、最高高さ、軒高を明示すること
  - 壁及び柱の断面詳細図
- (3) 建築物等の用途の変更  
(2)に同じ
- (4) 建築物等の形態又は意匠の変更
  - 付近見取図 方位、道路、目標となる地物を明示すること
  - 立面図 2面以上、変更内容を明示すること

( 5 ) 木竹の伐採

南大沼地区整備計画では定めがないため届出不要。

添付書類の特例

( 1 ) 建築確認申請が不要の建築物 ( 延べ面積 10 m<sup>2</sup>以内の物置等の増築 ) に係る届出添付書類

配置図 住宅の建築確認申請時に使用した図面に位置を図示する。

平面図、立面図 高さ、平面縦・横の寸法が記載されたカタログ、チラシその他これに類するものの写しの添付をもって、平面図、立面図の提出があったとみなす。

( 2 ) 工作物 ( へい、さく等 ) に係る届出添付書類

配置図 住宅の建築確認申請時に使用した図面に位置を図示する。

立面図 ただし、既製品の場合は高さが記載されたカタログ、チラシその他これに類するものの写しの添付をもって、立面図の提出があったとみなす。